

# 「全福ネット入院あんしん保険」のお知らせ

正式名称：団体総合生活保険  
(医療補償基本特約)

## 一時払保険料例 団体契約なので掛金(保険料)が割安

団体保険契約期間：平成29年6月1日午前0時～平成30年6月1日午後4時まで  
中途で毎月加入することができます。中途加入受付期間は平成30年1月末(平成30年3月1日加入)までとなります。  
保険料については、募集代理店または幹事代理店までお問い合わせください。

加入年齢：満5歳～満70歳まで(平成29年6月1日時点の満年齢)

約**28%**  
の割引が適用  
されます!

年齢 平成29年6月1日 時点での満年齢となります。	入院保険金 日額	H3タイプ		H5タイプ		H10タイプ	
		3,000円型		5,000円型		10,000円型	
(一部抜粋例)	20～24歳	4,570円	月換算で 約381円	7,510円	月換算で 約626円	15,020円	月換算で 約1,252円
	30～34歳	5,150円	月換算で 約429円	8,450円	月換算で 約704円	16,900円	月換算で 約1,408円
	40～44歳	5,900円	月換算で 約492円	9,670円	月換算で 約806円	19,320円	月換算で 約1,610円
	50～54歳	9,370円	月換算で 約781円	15,340円	月換算で 約1,278円	30,660円	月換算で 約2,555円

えっ!年額

資料請求・お問い合わせ先 この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全福センターの会員等を被保険者とする団体総合生活保険(医療補償基本特約)団体契約です。

〈募集代理店〉 **有限会社 ベスト保険**  
〒590-0106 堺市南区豊田1224-1  
TEL 072-297-6788

〈幹事代理店〉  
株式会社全福サポートサービス「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」  
フリーダイヤル：0120-055-512(土日祝日を除く9:30～17:00)

## 補償内容

- 1.病気・ケガで1日以上入院されたとき  
(1回の入院(注1)について60日を限度とします。)
- 2.病気・ケガにより手術(注2)を受けられたとき
- 3.退院後、通院されたとき  
(病気やケガで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金を)  
お支払いします。1回の入院後の通院について90日を限度とします。
- 4.所定の先進医療(注3)による療養を受けられたとき

(注1)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。  
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院  
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

(注2) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術や、お支払い回数に制限がある手術があります。

(注3)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。(※)  
なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)  
(※)詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

・このご案内は団体総合生活保険(医療補償基本特約)の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
・保険の内容は団体総合生活保険(医療補償基本特約)のパンフレットをご覧ください。詳細についてご不明な点は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

〈引受保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社